



公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

令和8年4月15日

八代市長 小野 泰 輔



売却区分番号	公売公告別紙のとおり	
公 売 財 産 等	公 売 財 産	
	名 称 ・ 性 質 ・ 数 量 ・ 所 在 ・ そ の 他	
	公告別紙のとおり	
	見 積 価 額 (最 低 公 売 価 額)	
財産の詳細内容を説明する「公売物件明細書」は納税課で閲覧のこと。		公告別紙のとおり
公 売 方 法		期間入札
入 札	期 日	令和8年7月21日(火)から令和8年7月23日(木)まで
	時 間	午前9時00分から午後4時00分まで
	場 所	八代市役所本庁舎1階 納税課
開 札	日 時	令和8年7月30日(木)午前10時00分
	場 所	八代市役所本庁舎3階 301会議室
売却決定	日 時	令和8年8月20日(木)午前11時00分
	場 所	八代市役所本庁舎1階 103会議室
買受代金納付期限	令和8年8月20日(木)正午	
買受人の資格・その他の要件	国税徴収法第92条又は同法第108条による者を除く。農地は農業委員会の「買受適格証明書」が必要。	
そ の 他	公売は現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分理解した上で、公売に参加すること。	
	1 公売財産の地積等は、公簿上によるものである。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認した上で、公売に参加すること。	
	2 公売財産の種類又は品質について不適合があっても八代市は、担保責任を負わない。	
	3 八代市は公売財産の引き渡し義務を負わない。また、ビニールハウス等を含む物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等について、すべて買受人が自らの責任で行うこと。(物件内の動産類は、差押の対象外。)	
	4 境界は、買受人が隣接所有者と協議すること。	
	5 物件について、土壌汚染、アスベスト等に関する専門的な調査は事前に行っておらず、現在八代市においてこれらの存在を認知していない。購入後にこれらが判明又は発生した場合でも、本市は責任を負わず売買代金の減額には応じず、また、撤去・回復等に要する費用、損害賠償等の一切を負担しない。	
	6 入札者等は上記の公売保証金を納付した後でなければ、入札等を行うことができない。	
	7 所定の入札書により売却区分毎に入札すること。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできない。	
	8 入札価額を訂正したものは無効として取扱う。	
	9 最高価申込者の決定は入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上でかつ最高の価額である者に対して行う。	
	10 最高価申込者となるべき者が二人以上いるときは、開札場所において、開札後、直ちに追加入札を実施する。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定する。	
	11 国税徴収法第104条の2の規定に該当する場合には、次順位による買受けの申込みができる。	
	12 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがある。	
	13 売却決定後の所有権移転手続の費用(登録免許税等)は、買受人の負担となる。	
	14 買受人は、所有権移転に当たり農地法第3条第1項に規定する「許可証」を農業委員会から取得する必要がある。	
	15 滞納市税等の完納が証明された場合など、場合により公売を中止することがある。	
	16 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日及び買受代金の納付期限が変更となる。	
	17 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとなる。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときとなる。	
18 八代平野北部土地改良区及び八代平野南部土地改良区から毎年賦課金が課される。なお、管理費、賦課金等の未納がある場合は買受人に引き継がれる。		
『配当を受ける者の権利の申出について』公売財産上に、質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、納税課窓口にて用意してあります。		

売却区分 番号	【土地】名称・性質・所在・その他	【建物】名称・性質・所在・その他	数量	見積価額(円)
				公売保証金(円)
1	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市海士江町字下毛 地番 3002番3 地目 宅地 地積 198㎡34	/	1	850,000
	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市海士江町字下毛 地番 3002番4 地目 宅地 地積 198㎡34	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市海士江町字下毛 3002番地4 家屋番号 3002番4 種類 共同住宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 60㎡50		土地 ・ 建物 一括
2	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市鏡町鏡村字清水 地番 596番2 地目 宅地 地積 224㎡22	/	1	1,740,000
				180,000
3	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市田中西町春四号 地番 13番 地目 宅地 地積 1,098㎡01	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市田中西町春四号 13番地 家屋番号 13番 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 127㎡93 符号1 種類 物置 構造 木造草葺平家建 床面積 35㎡04 符号2 種類 物置 構造 木造瓦葺平家建 床面積 19㎡88	1	15,480,000
	公売 中止	土地 ・ 建物 一括		1,550,000



(八代市公告第46号別紙)

売却区分 番号	【土地】名称・性質・所在・その他	【建物】名称・性質・所在・その他	数量	見積価額(円)
				公売保証金(円)
4	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市古城町字新開 地番 2323番1 地目 宅地 地積 173㎡72		1	550,000
				60,000
5	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市長田町字大曲 地番 3797番 地目 田 地積 2,980㎡		1	11,060,000
				1,110,000
6	不動産の表示(登記簿の表示による) 所在 八代市竹原町字土器 地番 1495番 地目 田 地積 1,815㎡		1	2,620,000
				270,000